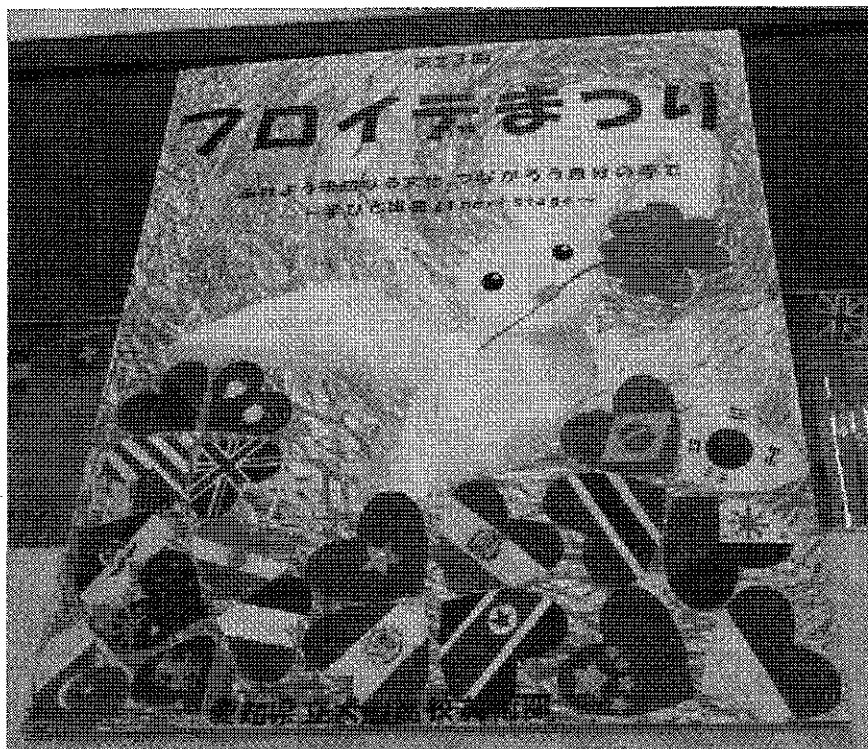


令和元年度

犬山国際交流協会通常総会



第23回フロイデまつり メイン看板
愛知県立犬山高等学校 美術部、JRC部作成

日時：令和元年5月18日（土）午前10時～

場所：犬山国際観光センター「フロイデ」多目的研修室

犬山国際交流協会

INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION

令和元年度犬山国際交流協会通常総会次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - (1) 議案第1号 平成30年度犬山国際交流協会事業報告について
 - (2) 議案第2号 平成30年度犬山国際交流協会収支決算書について
 - (3) 議案第3号 令和元年度犬山国際交流協会事業計画（案）について
 - (4) 議案第4号 令和元年度犬山国際交流協会予算（案）について
8. その他
9. 閉会

会議事業に関すること

・通常総会 平成30年5月19日(土)

(交流会:ペルー料理、フィリピン料理、エクアドル民族舞踊)

・理事会

各種事業の実施計画の審議、実施結果の評価及び反省点の明確化を図った。
これにより、各種事業内容の改善を図るようにした。

第1回 平成30年5月1日(火) 臨時理事会 平成30年11月28日(水)

第2回 平成30年7月11日(火) 第5回 平成31年1月16日(水)

第3回 平成30年9月12日(水) 第6回 平成31年11月7日(火)

第4回 平成30年11月14日(水)

計7回開催

・運営委員会

正副会長会議 平成30年12月11日(火)

受託事業に関すること

□ **国際交流推進事業**

国際交流を進めるために、個人や団体の活動を支える事業を実施した。

(1) **日本語教室開設事業**

ボランティアグループ犬山日本語教室により運営。開催に関わる支援業務を行う。

開催日時:毎週日曜日 午前10時～午前11時45分

開催日数:全48回 クラス数:5クラス 延820名参加

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2,3階、IIAプラザ

ボランティア数:13名

(2) **多言語情報誌発行事業**

在住外国人の生活に必要な情報を多言語に翻訳し、会議・発行・配布、及びホームページに掲載する事業を実施した。また今年度より在住外国人が読みたい紙面になるよう工夫し、カラー印刷にて発行。Facebookにも掲載。

言語は、日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語の全7言語。

ニュースレター会議、翻訳、発行

・91号(9月)発行部数:1969枚 翻訳会議:7/8(日)

・92号(1月)発行部数:2004枚 翻訳会議:11/18(日)

配布場所:関係小中学校・子ども未来園、外国人在勤企業、犬山市役所(記事関係課)、フロイデ、
楽田ふれあいセンター、ラ・カサ・ビエハ(ペルー料理店)等

翻訳スタッフ:18名

(3) **国際交流員企画事業支援業務**

国際交流員(観光交流課)(4月～7月ジャクリーンシュピーザ氏、8月～3月カタリナカウフマン氏)

による企画のもとに、ドイツ語講座、ドイツの部屋、ドイツのクリスマス体験等の開催に関わる支援業務を行った。

- ・ 国際交流員によるドイツ語講座開講 各講座全 10 回(4/10～7/3)
基礎コース:11 名、応用コース:13 名
- ・ 国際交流員によるドイツ語講座開講 各講座全 8 回(2/8～3/29)
基礎コース:19 名、応用コース:14 名
- ・ 国際交流員ジャッキーのドイツの部屋開催 4/15 参加者数:24 名(7 家族)
- ・ ドイツのクリスマス体験
フロイデまつりにて(12/9)。クリスマスマーケットにてクッキーやティーの販売、ドイツの祭りの紹介等
- ・ 子ども未来園、小学校訪問、ザンクト・ゴアレスハウゼン市に関する展示会、等

(4) 多文化共生推進員企画事業支援業務

大島ヴィルジニア・ユミ 多文化共生推進員(観光交流課)による企画のもとに、多文化映画上映、「外国人住民向け防災訓練～火災編」の実施、多文化共生の文庫やDVDの購入、設置。

- ・ 多文化映画上映『汚れた心』
12月9日(日)フロイデまつりにて。参加者人数:30名程
- ・ 外国人住民向け防災訓練～火災編
12月16日(日)犬山市消防本部 参加者28名(スペイン語21名、ポルトガル語7名)
- ・ 多文化共生に関する書籍やDVDを購入しフロイデ情報サロンに設置
書籍:5冊、DVD:1本

(5) 国際貢献事業

書き損じハガキ収集運動の実施

犬山市役所、犬山国際観光センターフロイデ、羽黒出張所にて収集、「ダルニー奨学金」へ寄付

- ・ 書き損じはがき 279 枚、テレホンカード 20 枚を切手に交換し寄付 13,792 円(現金換算)
- ・ 現金寄付 14,400 円
合計金額 28,192 円 タイ中学生 1 人 1 年間分の学費に相当 (1 人 1 年あたり 14,400 円)
- ・ 国際教育支援社会貢献賞ダルニー奨学金永年支援を受賞

(6) ボランティア活動支援

1) ボランティア保険の加入: 活動助成:9 グループ

実施期間:平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2) 活動の広報・受付等

○「犬山グッドウィルガイド」支援活動

- ・ 「英語でお城見学」(9/29)、「IGG 英語講演会」(10/14)、「英会話サロン」(4、9 月)
犬山市広報掲載、申込受付
- ・ 「H30 年度減免申請(犬山城・犬山市文化資料館・同別館・どんでん館)」手続き
- ・ 福祉バス利用申請補助(11/11)(ボランティア活動研修にて利用)

○「台所からの国際交流」支援活動

- ・ ジャッキーのドイツ料理講座(6/23)、カタリナさんのドイツ料理講座(3/30)
施設減免手続き補助、国際交流員派遣申請、犬山市広報掲載、申込受付

3) ボランティア全体会議開催(全3回)

- ・ 第1回ボランティア会議 8/21、フロイデ研修室2、9グループ(17名)参加
- ・ 第2回ボランティア会議 10/10、フロイデ研修室1、8グループ(17名)参加
- ・ 第3回ボランティア会議 3/6、フロイデ研修室1、8グループ(16名)参加

(7) 海外受入れ事業

ハレ市派遣生徒である中高生4名と随行員2名を受入れ、市内小中学校訪問、またホームステイ受入れなどの実施により、異文化に対する理解を深め交流を図る事業を行った。

訪問日：平成30年6月3日(日)～9日(土)

訪問人数：6名(中高生4名、随行員2名)

主なスケジュール：市長表敬訪問、市内小中学校体験、ホームステイ体験、ハレ市派遣生徒によるプレゼンテーション、犬山城登閣、有楽苑、夜うかい体験、書体験、明治村訪問、買物体験、懇親会等。

※ 市長表敬訪問、夜うかい体験、懇親会はホストファミリーも参加。

ホストファミリー事前説明会：5月22日(水)開催

受入れ4家族、計6名、アドバイザー2名参加。

□ 国際交流事業開催

(1) フロイデまつり

「ふれよう 未知なる文化、つながろう 自分の手で～学びと出会い、next stage～」

をテーマに犬山市における多文化共生、国際理解の推進に資する今年度の国際交流の総合的な祭典として開催する。外国人参加を増やすため、外国人出展者説明会での内容を充実し、スペイン語チラシも作成。館内放送では、ベトナム語を追加した。

開催日：平成30年12月9日(日)

参加団体：〈出展〉54団体(朝市24、多国籍7、その他23)、〈出演〉14団体(外国籍2、その他12)

参加人数：推定900名

参加ボランティア数：延べ78名

設営・片付け：計4回(11/27⇒8名、12/5⇒11名、12/8⇒25名(内、犬山高校6名)、12/9⇒34名(内、犬山高校5名))

愛知県立犬山高等学校、所属ボランティアグループ、他多くのボランティア協力により開催
外国人出展者説明会：説明会資料をスペイン語に翻訳、スペイン語通訳にて説明、スペイン語版チラシを作成。

広報：告知チラシ1,440枚(カラー/日本語版・スペイン語版)

日本語版→市関連施設、語学講座、賛助会員等に配布

スペイン語版→ラ・カサ・ビエハ(ペルー料理店)

当日配布チラシ約1000枚(カラー/日本語版)

市関連施設、賛助会員等に事前配布。

※ 両チラシともホームページにてお知らせ

当日多言語館内放送実施：(英語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語)

(2) 世界の TEA TIME

近隣在住外国人の出身国のお茶、お菓子を味わいながら、また日本の茶道、生け花を体験しながら、それぞれの国の文化や習慣に触れる機会として開催。フェイスブックでの告知や外国人出展者による事前PRにより、外国人参加者が増加。相互の文化理解を深めるため各ブースのPRタイムを実施した。

開催日：平成31年2月17日(日)

開催ブース：日本の茶道体験、生け花体験、中国、スロバキア、ドイツ、ブラジル、ペルー、エクアドル
6か国全8ブース

広報:告知チラシ 枚(カラー/日本語版)

参加延人数:403名、参加ボランティア数:12名

□ 青少年交流育成事業

市内の中学生を海外に派遣し、現地での活動を通じて異文化に対する理解を深め、国際的な視野を身につけることで、次の世代を担う人材の育成を図ることを目的として実施した。主な内容として、現地学校での授業体験、現地青少年との交流、ホームステイ、市庁舎訪問、その他市内各所見学、プレゼンテーションによる犬山市の紹介等を実施。

派遣先 ドイツ連邦共和国 ザンクト・ゴアルスハウゼン市、ハレ市

日程 平成30年10月16日(火)～25日(木)

対象 市内在住中学生4名

研修会 8月4日(金) 第一回事前研修

9月8日(金) 第二回事前研修

10月2日(木) 第三回事前研修(市長の表敬訪問等)

11月2日(木) 事後研修会

派遣報告 11、12月 各校にて派遣報告

12月8日(日) フロイデまつりで発表

令和元年5月18日(土) 犬山国際交流協会通常総会にて報告予定

□ コミュニティ通訳養成事業

行政窓口、健康・保健、教育等の分野で外国人のコミュニケーションにおける通訳のニーズに適切に対応できる能力を備えたコミュニティ通訳者を養成することを目的として、全6回の講座を実施した。最終日に試験を行い、新たに8人のコミュニティ通訳者が誕生した。

受講者数22人(英語1人、中国語5人、ポルトガル語7人、スペイン語5人、ベトナム語1人)

(1) コミュニティ通訳者養成講座開催 全6回

第1回:平成30年7月29日(日) 出席者17名

「基礎講座1」 講師 水野 真木子(金城学院大学教授)

第2回:平成30年8月5日(日) 出席者19名

「基礎講座2」 講師 水野 真木子(金城学院大学教授)

第3回:平成30年8月19日(日) 出席者14名

「分野別講座1」 講師 各課職員(税務課、収納課、子ども未来課、地域安全課、学校教育課)

第4回:平成30年9月9日(日) 出席者16名

「分野別講座2」 講師 各課職員(市民課、健康推進課、保険年金課、長寿社会課、福祉課、観光交流課)

第5回:平成30年9月23日(日) 出席者13名

「翻訳講座」 講師 神谷太郎

「ロールプレイ実践」 講師 各言語アドバイザー

第6回:平成30年9月30日(日) 17名

「筆記試験」

「ロールプレイ試験」 ※台風24号の為、英語、中国語のみ実施。延期言語は、10月28日(日)に実施。9名(ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語)

<試験結果>

合格者 8名

(ベトナム語1名、英語1名、ポルトガル語1名、スペイン語1名、中国語4名)

(2) コミュニティ通訳者派遣運営支援業務

市登録のコミュニティ通訳者及びサポーターを市役所窓口や子ども未来園、小中学校等行政機関に派遣し、通訳業務を実施。

派遣延人数:20名

□ 犬山市各種申請書等翻訳事業

外国人市民のために、市役所窓口や子ども未来園、小中学校等行政機関で使用する各種申請書や文書などを市登録のコミュニティ通訳者、サポーター他に依頼し翻訳業務を実施。

言語 :英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語(6言語)

延件数 :61件(20文書)

主な翻訳文書 :「コミュニティ通訳者養成講座チラシ」、「外国人住民向け防災訓練 火災編 当日資料」、「犬山の2学期制」等

自主事業に関すること

□ 語学講座開催事業

国際交流、多文化共生推進の基礎力アップを目的とし、外国語講座の開催事業を実施した。

前期・後期 各15回(中国語各10回、ポルトガル語は前期のみ開講)

6言語:22講座 年間受講者数:540名

講座(コース)	開催数/期	クラス数/期	年間開催数	年間受講者数	1クラスの平均受講者数
英会話(基礎、初級、中級、上級)	15回	10クラス	300回	256名	12名
ポルトガル語(初級)	15回	1クラス	15回	5名	5名
スペイン語(初級、文化・トラベル)	15回	2クラス	60回	33名	8名
韓国語(基礎、初級、中級、上級)	15回	4クラス	120回	128名	16名
ドイツ語(初級、中級、上級)	15回	3クラス	90回	61名	10名
中国語(入門・初級①、初級②③)	10回	2クラス	40回	57名	14名

- ・ランゲージカフェ(無料オープン講座)開催(前期・後期)
4/15(日)延べ16名参加 9/17(祝)延べ21名参加
- ・英会話レベルチェック相談会開催(前期2回・後期1回)
4/12(木)延べ22名参加 9/17(祝)延べ21名参加

□ 特別事業

国際理解事業を推進するための「協会主催事業」として、人材育成及び国際的支援にかかわる事業を実施した。

(1) 犬山国際交流協会講演会

3名のJICA青年海外協力隊を講師にお招きし、テーマ「異国体験から学んだことを」について講師とパネルディスカッションを開催した。

開催日:平成31年1月20日(日) 14:30~16:15(14:00開場) 場所:フロイデ多目的研修室

参加者数:72名 参加ボランティア数6名

(2) 日本語ボランティア養成講座支援事業

犬山日本語教室のより良い運営を目指し、可児市国際交流協会の日本語教室の見学を行い、未経験者対象のボランティア養成講座開催の支援事業を行った。

○可児市国際交流協会の日本語教室見学

日時:平成30年4月22日(日)13:30～

見学者:犬山日本語教室 ボランティア 5人

目的:他の日本語教室を見学する事により、自己啓発、自分たちの教室運営の再考につなげる為

内容:日本語教室の見学・その他活動状況や意見交換等

○未経験者対象 日本語ボランティア入門講座

開催日:平成30年10月28日(日)、11月4日(日)、11日(日) 14:00～16:00

開催場所:犬山国際観光センター「フロイデ」3階 会議室1

参加人数:10人

講師:各務 眞弓(NPO 法人可児市国際交流協会事務局長)

□ 補助支援事業

地域住民の国際交流活動の活性化を図るために、犬山国際交流振興助成金を交付した。

- ・ 犬山城英語ガイドテキストのアップデートに伴う、更なるより充実した「英語ガイドテキスト新規作成」に対して、犬山グッドウィルガイドへ助成金を交付した。

平成30年7月31日製本完成(本文24頁 カラーテキスト200部印刷製本)

- ・ 市民に向け国際交流理解および外国語に親しむ機会の提供を趣旨とする、「英語講演会」実施に対して、犬山グッドウィルガイドへ助成金を交付した。

平成30年10月14日(日) 一般参加者49名 ボランティアスタッフ:11名

□ 広報事業

いぬやま広報掲載日	掲 載 内 容
平成30年4月1日号	前期語学講座
平成30年6月1日号	ジャッキーのドイツ料理講座(台所からの国際交流)
平成30年6月1日号	青少年交流育成事業参加者募集
平成30年9月1日号	後期語学講座
平成30年9月15日号	フロイデまつり出展者・出演者募集、英語でお城を見学しよう(IGG)
平成30年10月1日号	フロイデ合唱団団員募集、IGG英語講演会
平成30年12月1日号	第23回フロイデまつり
平成30年12月15日号	犬山国際交流協会講演会
平成30年2月1日号	第10回世界のTEA TIME
平成31年3月15日号	カタリナさんのドイツ料理講座(台所からの国際交流)

その他広報

- ・ 尾北ホームニュース

平成30年12月7日「第23回フロイデまつり案内」

平成31年1月18日「第10回世界のTEA TIME」、「犬山国際交流協会講演会案内」

- ・ CCNet(ケーブルテレビ取材)

平成31年3月4日放送「第10回世界のTEA TIME」

- ・ 広報犬山配布時におけるチラシ回覧

平成31年1月1日 国際交流員によるドイツ語講座

- ・ まなびナビ

平成31年1月25日掲載「第10回世界のTEA TIME」

平成 31 年 1 月掲載「犬山国際交流協会講演会」

- ・ チャレンジ犬山(愛知北 FM 放送まちの放送室 FM84.2)

平成 31 年 1 月 11 日出演「JICA 青年海外協力隊経験者の講演とパネルディスカッション」

平成 31 年 2 月 8 日出演「第 10 回世界の TEA TIME」

協会ホームページ更新 協会のホームページで各事業の案内を行った。

協会会員メール案内 メール登録済みの会員へ各事業の案内を行った。

協会 Facebook 更新 協会の Facebook で各事業の案内を行った。

□ その他

後援名義申請許可書発行

- 第 15 回犬山踊芸祭(6/2～6/3 開催)
- 中部地区居合道競技大会(9/16 開催)
- 犬山グッドウィルガイド主催「英語講演会」(10/14 開催)

所属 ボランティアグループの主な事業

各ボランティアグループから提供された活動実績は以下のとおりで、IIA活動全体の発展に重要な役割を担った。

□ 犬山日本語教室 * 会員数 13 名

1) 日本語教室

開催日時:毎週日曜日 午前 10 時～午前 11 時 45 分

開催日数:全 48 回 クラス数:5 クラス 参加者:延 820 名

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2, 3 階、IIA プラザ

学習者の国籍:ベトナム、インドネシア、中国、米国、ブラジル

2) 交流会等

- ・「交流会」 12/23 参加者:26 名 場所:フロイデ 2 階 研修室 1

日本伝統の遊び、折り紙

3/24 参加者:26 名 場所:フロイデ 2 階 研修室 1

日本の歌をボランティアのギターの伴奏で歌う。覚えた日本の歌を披露。

- ・「他団体見学」可児日本語教室見学

4/22 参加者:5 名 場所:可児市多文化共生センター

可児市国際交流協会主催の日本語教室 2 クラス見学。

授業後、各務事務局長と懇談。

- ・「日本語ボランティア入門講座」

10/28、11/4、11/11 参加者:10 名 場所:フロイデ 3 階 会議室 1

犬山市民向けの講座。日本語ボランティアをやってみたい人対象。多文化共生

の話から実際の授業見学まで。ワークショップも取り入れて熱心に参加していた。

2 名新ボランティアとして現在活動。

□ 犬山グッドウィルガイド * 会員数 32 名

1) ボランティアガイド

世界 58 か国から 1,679 人の外国人の方に犬山城・史料館や周辺スポットをご案内

・待機ガイド 通年 犬山城 ゲスト:1,679 名、会員:514 名

・要請ガイド 通年 犬山城・ミュージアム等 要請:46 件 ゲスト:500 名 会員:93 名

※国内大学の留学生や国際会議等のエクスカーションで、日本文化・歴史の紹介。

※集計の都合上、2018 年 1 月～12 月の実績を以って、年度実績と代えている。

2) 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動

- ・「英語講演会」開催 10月14日(日)フロイデ 71名参加(内、市民54名)
講演会「Fifty-Fifty～ネイティブアメリカンと私の家族の歴史」
講師:各務原市国際交流員ジェイソン氏
- ・「英語で犬山城」開催 9月29日(土)犬山城
一般11名、会員5名参加
- ・「英会話サロン」開催 犬山ニュースレターと共催(前期11回・後期11回) 42名参加

3) 研修、その他

- ・「研修旅行」11月11日(日) 苗木城 会員18名 一般4名
苗木城址/史跡保存館 ガイド:苗木城ボランティアガイド
- ・「入会希望者へのガイダンス」 通年犬山城 希望者13名(入会者2名)
- ・「フロイデまつり協力」 12月9日(日) フロイデ 18名参加
「IIAボランティアグループの活動紹介」コーナーは、企画から準備を担当
当日は英語の館内放送、駐車場整理等を担当
- ・「新年懇親会」 2月4日(月)名鉄犬山ホテル 23名参加
- ・「ガイドブック改定作業」2017年11月～2018年8月
「犬山城」ガイドテキストの内容更新。大手道、神社等追加。カラー写真化

□ 台所からの国際交流 * 会員数 5名

- ・5月29日(火) 南部公民館 20名参加
- ・6月5日(火) 名古屋経済大学 20名参加
- ・7月24日(火) 名古屋経済大学 20名参加
「名古屋経済大学の学生と簡単にできる日本料理」
- ・6月22日(金) 南部公民館 25名参加
「ドイツ国際交流員によるビーガン料理」
- ・12月5日(水) 南部公民館 5名参加
フロイデまつり「ドイツの部屋」クッキーづくり
- ・12月8日(土)、9日(日) フロイデ 5名参加
フロイデまつり手伝い
- ・3月30日(土) 南部公民館 19名参加
「ドイツ国際交流員によるカウフマン家の春の肉料理とデザート」

□ HPクラブ * 会員数 20名

- ・PC初級者の勉強会(IIA会員のみ)
開催日時:毎週火曜日 13:00～15:00
参加者:平均10人/回
開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)IIA プラザ
- ・フロイデまつり 12/9(日) 60名参加
「名前シール作り」 交流・情報サロン

□ IKひろば * 会員数 12名

- ・年度総会 4月28日(土) ビストロソウソウ 11名参加
活動報告・会計決算報告・新代表選出
- ・夏期交流会 8月25日(土) 昭和食堂 10名参加
- ・韓国語サロン 不定期年間12回 フロイデ 6名参加
- ・フロイデまつりボランティア 12月9日(日) 2名参加
駐車場整理ボランティア

□ フロイデ応援団 * 会員数 17 名

- ・フロイデまつり(12/9)に関わる運営サポート
設営・片付け:計 4 回 (11/27、12/5、12/8、12/9)
のぼり旗設営、ポスター貼り、エントランス看板設営、装飾品準備、机・イスの運搬、撤去等
- ・前夜祭(12/8)食事等の手配

□ 国際理解・協力 * 会員数 16 名

- ・フロイデまつり(12/9)に関わる運営サポート
当日無料配布の豚汁約 600 杯の手配、準備

□ 姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD(Friends Of Davis) * 会員数 35 名

- ・ FOD 常任幹事会 4 月 22 日、8 月 26 日、11 月 18 日、31 年 2 月 11 日
どんでん館 計 4 回開催
- ・「Davisの地球温暖化対策」～官民一体の取り組み 3 月 5～8 日 米国 Davis 市 4 名参加
地球温暖化をもたらす中心的な要因は GHG (温室効果ガス)と化石燃料からくるガスの排出である。これらの要因は市民の日常生活と密接に関連するため、市は民間とのコラボの形で防止対策を進めている。NPO 法人「Cool Davis」が誕生した。Cool Davis 自体は独自の活動を実行する傍ら、「Cool Davis Partner」とよばれる下部組織を設け、住民との連携を深めることで気候変動対策の推進をはかっている。

□ B.ブリッジズ * 会員数 200 名

- ・「NY ザバーリアン高校犬山交流の旅」 4 月 2 日～4 月 12 日
犬山市、神戸、大阪 参加者:NY から 58 名、ホストファミリー 55 家族
ホームステイ・音楽を通じての草の根の国際交流
犬山観光市民文化会館、養護老人ホーム、フロイデにて JAZZ バンドとコーラスのパフォーマンス
- ・ホストファミリー交流会 3 月 23 日 犬山市役所 2 階会議室 参加者約 60 名
2018 年 NY ザバーリアン高校犬山交流の旅でのコンサートとホストファミリーとの写真を使ったビデオ上映会 & これからの B.ブリッジズの活動予定報告など

平成30年度 犬山国際交流協会 収支決算書

収入総額	18,079,370 円
支出総額	17,267,770 円
繰越金	811,600 円

収入の部(H30-1)

(単位:円)

科目	予算額	収入済額	増減	内訳										
1. 会費	1,240,000	1,160,000	△ 80,000	<table> <tr> <td>会費 個人373口×2,000</td> <td>746,000</td> </tr> <tr> <td>家族 11口×4,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>賛助会員(法人等) 74口×5,000</td> <td>370,000</td> </tr> </table>	会費 個人373口×2,000	746,000	家族 11口×4,000	44,000	賛助会員(法人等) 74口×5,000	370,000				
会費 個人373口×2,000	746,000													
家族 11口×4,000	44,000													
賛助会員(法人等) 74口×5,000	370,000													
2. 補助金	6,675,000	6,675,000	0	補助金 6,675,000										
3. 受託金	5,249,880	5,042,336	△ 207,544	<table> <tr> <td>国際交流推進事業</td> <td>1,404,000</td> </tr> <tr> <td>国際交流事業開催 (フロイデまつり、世界のTEA TIME)</td> <td>1,195,846</td> </tr> <tr> <td>青少年交流育成事業</td> <td>1,399,680</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ通訳養成事業</td> <td>510,625</td> </tr> <tr> <td>犬山市各種申請書等翻訳事業</td> <td>532,185</td> </tr> </table>	国際交流推進事業	1,404,000	国際交流事業開催 (フロイデまつり、世界のTEA TIME)	1,195,846	青少年交流育成事業	1,399,680	コミュニティ通訳養成事業	510,625	犬山市各種申請書等翻訳事業	532,185
国際交流推進事業	1,404,000													
国際交流事業開催 (フロイデまつり、世界のTEA TIME)	1,195,846													
青少年交流育成事業	1,399,680													
コミュニティ通訳養成事業	510,625													
犬山市各種申請書等翻訳事業	532,185													
4. 諸収入	4,002,050	4,237,345	235,295	<table> <tr> <td>語学講座受講料</td> <td>4,145,400</td> </tr> <tr> <td>預金利子</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>91,914</td> </tr> </table>	語学講座受講料	4,145,400	預金利子	31	その他収入	91,914				
語学講座受講料	4,145,400													
預金利子	31													
その他収入	91,914													
5. 繰越金	964,689	964,689	0	前年度からの繰越金 964,689										
合計	18,131,619	18,079,370	-52,249											

支出の部 (H30-2)

(単位:円)

科 目	当初予算額	流用額	現状予算額	支出済額	不要額	内 訳
1. 会議費	332,000	0	332,000	267,264	64,736	総会 251,146 (会議室使用料、資料作成、郵送料等) 理事会 16,118 (会議室使用料) 運営委員会 0
2. 受託事業費	4,772,000	80,000	4,852,000	4,849,930	2,070	国際交流推進事業 1,146,851 (多言語情報誌発行、日本語教室等) 国際交流事業開催 1,142,521 (フロイデまつり、世界のTEA TIME) 青少年交流育成事業 1,684,123 コミュニティ通訳養成事業 446,532 犬山市各種申請書等翻訳事業 429,903 3. 自主事業費 より流用 80,000
3. 自主事業費	5,102,000	△ 220,000	4,882,000	4,263,726	618,274	補助支援事業 19,447 語学講座開設事業 4,098,232 広報事業 27,442 特別事業 116,525 (講演会、日本語ボランティア養成講座支援事業等) 所属ボランティア運営事業 2,080 2. 受託事業費 へ流用 △ 80,000 4. 事務費 へ流用 △ 100,000 5. 繰出金 へ流用 △ 40,000
4. 事務費	7,696,000	100,000	7,796,000	7,786,850	9,150	人件費 7,348,749 旅費 4,680 需用費 39,703 役務費 28,980 備品購入費 338,346 負担金 26,392 3. 自主事業費 より流用 100,000
5. 繰出金	60,000	40,000	100,000	100,000	0	周年記念事業等特別積立金への繰出金 100,000 3. 自主事業費 より流用 40,000
6. 予備費	169,619	0	169,619	0	169,619	0
合 計	18,131,619	0	18,131,619	17,267,770	863,849	

平成30年度 在住外国人支援基金 収支報告書

平成31年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	900,756	
貸付金返金	10,000	貸付人数1人
利息	8	
合計	910,764	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
貸付金	0	生活支援金貸付
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	910,764	
-------	---------	--

平成30年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 収支報告書

平成31年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

前年度繰越金	601,267	
繰入金	100,000	
利息	4	
合計	701,271	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
	0	
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	701,271	
-------	---------	--

平成 30 年度犬山国際交流協会会計監査報告

犬山国際交流協会会則第 15 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を平成 31 年 4 月 25 日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

平成 31 年 4 月 25 日

犬山国際交流協会

監事 堀 場 秀 樹



監事 中 田 哲 夫



令和元年度犬山国際交流協会事業計画（案）

事業	日程	場所
◇ 会議事業 ・通常総会、交流会 ・理事会 ・運営委員会	令和元年5月18日 通年 通年	犬山国際観光センターフロイデ (以下フロイデに省略) 及び福祉会館
■ 国際交流推進事業 【受】 (1) 日本語教室開催事業 (2) ニュースレター発行・配信事業（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語 7言語） (3) 国際交流員企画事業支援業務 ・ドイツ語講座開講 等 (4) 多文化共生推進員企画事業支援業務 ・外国人住民向け防災講座 その他 (5) 海外受入れ事業 ・ハレ市派遣受入れ事業	通年 毎週日曜日 令和元年9月、令和2年1月発行予定 調整中 調整中 (受入れ期間) 令和元年6月3日～9日	フロイデ及び福祉会館 " " 調整中 犬山市内
■ 国際交流事業開催 【受】 ・第24回フロイデまつり	令和元年8月25日	フロイデ (1、4F)
■ コミュニティ通訳育成事業 【受】 ・コミュニティ通訳者育成講座開催 ・コミュニティ通訳者派遣運営支援業務	令和元年10～11月予定 通年	調整中 犬山市内
■ 犬山市各種申請書等翻訳事業 【受】	通年	
□ 補助支援事業 (自)	通年	犬山市内
□ 語学講座開設事業 (自) ・前期語学講座 ・後期語学講座 各15回、6言語、22講座 (※中国語各10回)	通年 (講座期間) 令和年5月7日～9月5日 令和元年10月6日～令和2年2月15日	フロイデ 福祉会館
□ 広報事業 (自)	通年	フロイデ
□ 特別事業 (自) (1) 講演会 (2) 多文化交流カフェ開催事業 (3) 国際貢献事業 ・書き損じハガキ収集事業 (4) 事務局員研修	調整中 調整中 (年2回開催予定) 通年 通年	調整中 " 犬山市内 調整中
□ 所属ボランティア運営事業 (自) ・ボランティア会議	令和元年4月、7月、令和2年3月予定	フロイデ及び福祉会館

各ボランティアグループ予定事業

□ 犬山日本語教室 * 会員数 13名

1) 日本語教室

開催日時:原則毎週日曜日 午前10時～午前11時45分

開催日数:全48回程度 クラス数:5(レベルに応じて日本語指導)

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2,3階、IIAプラザ

2) 研修会等

- ・「他団体日本語教室見学」 日程未定 ボランティア約13名
近隣の日本語教室の見学とその教室のボランティアとの交流
- ・「ボランティア勉強会」 日程未定 ボランティア約13名
ボランティアの指導力向上の為の講座参加他
- ・「交流会」 日程未定 約30名

□ 犬山グッドウィルガイド * 会員数 32名

1) ボランティアガイド

- ・待機ガイド 通年 犬山城 ゲスト:1,700名、会員:600名
フリーで訪れた外国人のお客さんに対し、外国語で犬山城及び街並ミュージアム等を案内する。
- ・要請ガイド 通年 犬山城・史料館・街並等 要請:50件 ゲスト:500名 会員100名
IIA経由、ホームページより予約を受け、ガイドする
※集計の都合上、2018年1月～12月を年間計画とする。

2) 国際交流・支援

- ・犬山・日本文化紹介 通年 犬山城・史料館等 10件 ゲスト:150 参加者:50

3) 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動

- ・「英語講演会」開催 (IIA後援) 9月 TBD 70名参加(内、スタッフ12名)
犬山又は周辺地域の外国人講師による英語講演会。市民に英語と触れる機会を提供する。
- ・「英語で犬山城」開催 (IIA後援) 10月 犬山城 一般20名(内、会員5名)
一般市民を英語で犬山城を案内し、IGGの活動を紹介するとともに自ら案内する際の参考に
して頂く。
- ・「英会話サロン」開催 犬山ニュースレター共催 (前・後期各11回) 20名
英語による自由な会話を通し、英語に慣れ親しむ機会を提供する。

4) 教育・研修、その他

- ・「研修旅行」10/11月 20名
歴史・お城に関連した地を訪問し、知識を深めると共に会員相互の親睦を深める。
- ・「勉強会」(ガイド研修) 6/7月 15名
日頃のガイド活動に関連する事柄・場所等について専門家より学ぶ。
- ・「新人研修」通年都度 犬山城 5名
入会希望者の問合せに対し、活動内容を資料とガイドデモンストレーションにより説明。
数回の同行研修を経て、入会可否判断を行う。
- ・「他SGGとの交流」
犬山を訪れたSGGとの交流・意見交換
SGG東海北陸ブロック大会@岐阜
- ・懇親会 1/2月 20名 新年会 3月 20名 総会後の昼食会

- 台所からの国際交流 * 会員数 6名
 - ・年に3~4回程度 料理講習と海外の食文化の勉強会開催

- HPクラブ * 会員数 20名
 - ・PC全般の勉強会(ワード・エクセル・インターネット他) (IIA会員のみ)
 - 開催日時:毎週火曜日 13:00~15:00
 - 参加者:約10名/回
 - 開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)IIA プラザ

- IKひろば * 会員数 12名
 - ・年度総会 5月中旬 12名
 - ・夏期交流会 8月中旬 12名
 - ・研修旅行 10月末 大阪コリアンタウン 30名
 - ・韓国語サロン 不定期 フロイデ 10名
 - 韓国語講師を招いて韓国語でおしゃべりしながらのプチ勉強会

- フロイデ応援団 * 会員数 17名
 - ・地域の垣根を越えて、会員、市民、在住外国人相互の親睦と融和を図るフロイデまつりの開催等

- 国際理解・協力 * 会員数 16名
 - ・フロイデまつりに関わる運営サポート 等

- 姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD(Friends Of Davis) * 会員数 35名
 1. Davis ゲスト歓迎レセプション(Potluck) 平成31年4月7日 フロイデ
 ゲスト: Davis 市長 Brett Lee 氏 Davis 市議会議員 Lucas Frerichs 氏
 Davis Art Center 理事長 Stacie Frerichs 氏
 2. Davis Bike Club メンバー若干名の来犬予定
 3. 常任幹事会開催 (複数回)

- B.ブリッジズ * 会員数 200名
 - ・12月ホストファミリー募集開始
 - ・NY ザバーリアン高校 犬山交流の旅
 2月中旬 犬山市役所 100名
 NY ザバーリアン高校犬山交流の旅 受け入れホストファミリー説明会
 - ・3月初旬 犬山市役所 100名
 NY ザバーリアン高校犬山交流の旅 受け入れホストファミリー最終説明会

令和元年度 犬山国際交流協会 予算書(案)

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	内 訳
1. 会費	1,260,000	1,240,000	20,000	会費 個人 1口 2,000円 × 390 家族 1口 4,000円 × 20 賛助会員(法人等)1口 5,000円 × 80
2. 補助金	6,675,000	6,675,000	0	運営補助金 6,675,000
3. 受託金	3,013,001	5,249,880	△ 2,236,879	国際交流推進事業 1,392,809 国際交流事業開催 539,827 コミュニティ通訳養成事業 470,877 犬山市各種申請書等翻訳事業 609,488
4. 諸収入	3,739,050	4,002,050	△ 263,000	語学講座受講料 3,730,000 預金利子 50 その他収入 9,000
5. 繰越金	811,600	964,689	△ 153,089	前年度からの繰越金 811,600
合 計	15,498,651	18,131,619	△ 2,632,968	

支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	内 訳
1. 会議費	303,200	332,000	△ 28,800	総会 272,000 理事会 20,800 運営委員会 10,400
2. 受託事業費	2,739,092	4,852,000	△ 2,112,908	国際交流推進事業 1,266,190 国際交流事業開催 490,752 コミュニティ通訳養成事業 428,070 犬山市各種申請書等翻訳事業 554,080
3. 自主事業費	4,224,820	4,882,000	△ 657,180	補助支援事業 90,000 語学講座開設事業 3,955,370 広報事業 30,000 特別事業 139,450 所属ボランティア運営事業 10,000
4. 事務費	8,102,528	7,796,000	306,528	人件費 7,000,000 旅費 25,000 需用費 246,000 役務費 620,528 備品購入費 150,000 負担金 61,000
5. 繰出金	30,000	100,000	△ 70,000	周年記念事業等特別積立金への繰出金 30,000
6. 予備費	99,011	169,619	△ 70,608	99,011
合 計	15,498,651	18,131,619	△ 2,632,968	

※ 各科目の予算額は、各科目間において流用することができる。

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山国際観光センター「フロイデ」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

(事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

(事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市受託事業 日本語教室開催、青少年交流育成事業、ニュースレター発行、国際交流員企画事業、多文化共生推進員企画事業など
- (2) 自主事業 ホームステイ支援事業、語学講座開催、人材育成講座開催、情報誌発行など
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 2,000円
- (2) 正会員（家族会員） 4,000円
- (3) 賛助会員（法人等） 5,000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会を招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充し

なければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。
- 3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動費決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計(基金を含む)で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、犬山市に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

<令和元年度通常総会に関する追記事項>

※ 通常総会時におきまして、議案における成果と課題について追記いたします。

議案第1号 平成30年度犬山国際交流協会事業報告

青少年交流育成事業報告について

- ・ 生徒たちは、異文化の中で交流できた。
- ・ 随行として、生徒一人一人に寄り添う役割に課題が残った。

※ 後援名義申請許可書発行について追記いたします。

○ヒッポファミリークラブ主催 「7か国語で話そう。」講演会

※ 議案第3号、4号の質疑にありました青少年交流育成事業について、通常総会終了後、犬山広報に関連記事が掲載されましたので、追記します。

<以下、犬山広報2019年7月15日号 掲載記事抜粋>

本年度のドイツ派遣は事業開始から11年を振り返り、事業内容・安全対策・事業実施方法も含め事業の総点検（調査・検証）をします。

そのため本年度の青少年交流育成事業の派遣生徒募集は行いません。ご理解、ご了承をお願いします。 問合 観光交流課 (Tel.44-0343)

以上